

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【保険（FN-IN）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**保険（FN-IN）産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

産業の説明	<ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies) 、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している
開示トピック及びトピックサマリー	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる
指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている
技術的プロトコル	<ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する
活動指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
原材料調達	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1 1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの • 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの 	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 • これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか 	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない (S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある (S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない (S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求 (付録B) 中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない (S2基準案 第10項)

指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない (S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない (S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない (S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

保険 Insurance (FN-IN)

「保険」産業は、伝統的な保険関連商品及び非伝統的な保険関連商品の両方を提供する。伝統的な路線には財産保険、生命保険、損害保険及び再保険が含まれる。非伝統的な商品には、年金、代替的リスク移転、及び金融保証が含まれる。保険産業に属する企業はまた、自己のために投資を行う。

保険会社は通常、産業内の単一のセグメント（例えば、損害保険）でオペレーションを行うが、いくつかの大規模な保険会社はオペレーションを多角化している。同様に、企業は地理的なセグメンテーションによってさまざまであることがある。大規模な企業が複数の国において保険を引受けることがあるのに対し、相対的に規模が小さい企業は通常、国内、又は国内の一地域でオペレーションを行う。

保険料、契約手数料及び投資収益が産業の成長を左右するのに対し、保険金の支払いが最も重大な (significant) コストであり、利益の不確実性の源泉である。

保険会社は正しく機能する経済に必要な、リスクの移転、集積及び共同負担を可能にする商品及びサービスを提供する。

保険会社はまた、その商品を通じ、ある種のモラル・ハザードを生み出すことができ、現状の行動及びパフォーマンスを改善するインセンティブを減じることにより、サステナビリティへの影響 (impacts) に寄与することがある。

他の金融機関と同様に、保険会社は信用及び金融市場に関連するリスクに直面している。

この産業に属する企業のうち、クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) による保護及び債券保険を含む、非伝統的な活動又は保険以外の活動に従事する企業は、金融市場の変化の影響を受けやすく、したがって、システムック・リスクを増幅させるかこれに寄与する可能性が高いと規制当局により識別されている。

この結果、保険会社は「システム上重要な金融機関 (SIFI)」に指定され、強化された規制及び監督の対象となるポテンシャルにさらされている。

トピック	コード	指標
投資管理における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み	FN-IN-410a.2	<ul style="list-style-type: none"> 投資管理プロセス及び戦略における環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の組み込みアプローチについての記述
責任ある行動を動機付けるための保険契約	FN-IN-410b.1	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー効率化及び低炭素技術に関連する正味収入保険料
	FN-IN-410b.2	<ul style="list-style-type: none"> 健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動 (若しくはこの両方) (又はこれら複数のもの) を動機付ける商品又は商品の特徴 (又はこの両方) に関する説明
物理的リスクへのエクスポージャー	FN-IN-450a.1	<ul style="list-style-type: none"> 天候関連の大規模自然災害から生じた保険商品の予想最大損失額 (PML)
	FN-IN-450a.2	<ul style="list-style-type: none"> 事象のタイプ及び地域別セグメントごと示した (1)モデル化された大規模自然災害及び(2)モデル化されていない大規模自然災害から生じた保険金支払いに起因する金銭的損失の総額 (再保険考慮前及び考慮後)
	FN-IN-450a.3	<ul style="list-style-type: none"> (1)個々の契約の引受プロセス並びに(2)企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理への環境リスクの組み込みに関するアプローチについての記述

トピック	コード	指標
移行リスクへのエクスポージャー	FN-IN-1	<ul style="list-style-type: none"> • (1)産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー • (2)すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計 • (3)各炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合
	FN-IN-2	<ul style="list-style-type: none"> • ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含むグロス・エクスポージャーの割合
	FN-IN-3	<ul style="list-style-type: none"> • 各産業について、資産クラス別の <ul style="list-style-type: none"> ➢ (1)絶対総量 (absolute gross) の (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出 ➢ (2)グロス・エクスポージャー すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions)
	FN-IN-4	<ul style="list-style-type: none"> • 各産業について、資産クラス別の <ul style="list-style-type: none"> ➢ (1)(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出の総排出原単位 (gross emissions intensity) ➢ (2)グロス・エクスポージャー すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed missions)
	FN-IN-5	<ul style="list-style-type: none"> • ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法の記述

保険会社は、予想される保険金支払い額と同等の保険料収入を確保するために資本を投入する責任があり、この資産・負債パリティを長期的に維持することが求められる。

環境、社会及びガバナンス（ESG）要因が企業等のパフォーマンスに重要性がある（material）影響（impact）を与えることがこれまで以上に示されており、保険会社は、これらの要因を投資管理に組み入れていく必要性が高まっている。

これらの課題への対処ができない場合、**ポートフォリオのリスク調整後リターンが低下し、保険金支払い能力が制限される**可能性がある。

したがって、企業は、気候変動及び天然資源の制約を含むESG 要因が保険料の運用にどのように組み入れられ、ポートフォリオのリスクにどのように影響を与えているか（affect）についての開示を強化すべきである。

コード： FN-IN-410a.2	指標： 投資管理プロセス及び戦略における環境、社会及びガバナンス（ESG）要因の組み込みアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
1	投資管理プロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチを記述する	
2	企業が許容可能な投資の種類を制限する規制上の要求事項、及び企業がさらされる場合がある許容可能な信用リスク及び株式リスクについて記述する	
2.1	投資管理プロセス及び戦略にESG要因を組み込むための企業のアプローチの記述は、企業が対象となる規制環境の文脈において提供する	
3	投資管理プロセス及び戦略にESG要因を組み込むための企業のアプローチを決定するポリシーを記述する	
4	ESG要因の組み込みの実務の諸側面を適用するための企業のアプローチを記述する	
4.1	説明には以下を含むが、これらに限定されない	
4.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務の中でESG要因の組み込みを担当する当事者 	
4.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 関与した従業員の役割及び責任 	
4.1.3	<ul style="list-style-type: none"> ESG関連調査を実施するためのアプローチ 	
4.1.4	<ul style="list-style-type: none"> 投資戦略にESG要因を組み込むためのアプローチ 	

コード： FN-IN-410a.2	指標： 投資管理プロセス及び戦略における環境、社会及びガバナンス（ESG）要因の組み込みアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
5	ESG要因の組み込みに対する監督又は説明責任のアプローチを記述する	
5.1	説明には以下を含むが、これらに限定されない	
5.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 公式な監督に関与した個人又は機関（又はこの両方） 	
5.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 関与した従業員の役割及び責任 	
5.1.3	<ul style="list-style-type: none"> ESG組み込みの品質を評価する際に使用される規準 	
6	ポートフォリオレベルで、将来のESG要因のリスク・プロファイルを計算するシナリオ分析又はモデリング（又はその両方）を実施しているかどうかについて説明する	
6.1	ESG要因には、気候変動、天然資源の制約、人的資本のリスク及び機会並びにサイバーセキュリティ・リスクを含むが、これらに限定されない	
7	セクター又は産業固有とみなすESG要因と同様に、セクター及び産業への影響（impact）の観点から、セクター及び産業全体に幅広く適用されるとみなすESG要因について説明する	

コード： FN-IN-410a.2	指標： 投資管理プロセス及び戦略における環境、社会及びガバナンス（ESG）要因の組み込みアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
8	戦略的資産配分、又はセクター間若しくは地理上の市場間の資産配分（又はこの両方）にESG要因を組み込んでいるかどうかを記述する	
9	ESG要因がどのように評価に組み込まれ、以下に対する企業の見解に影響を与えるか（influence）を記述する	
9.1	<ul style="list-style-type: none"> 投資の時間軸 	
9.2	<ul style="list-style-type: none"> 投資のリスク及びリターンプロファイル 	
9.3	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的なファンダメンタル要因 	

コード： FN-IN-410a.2	指標： 投資管理プロセス及び戦略における環境、社会及びガバナンス（ESG）要因の組み込みアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
10	関連性がある場合、企業は、外部ファンドマネージャー及び受託者マネージャー（fiduciary manager）の選択において、ESG要因を組み込むアプローチについて説明する	
10.1	<p>外部ファンドマネージャー及び受託者マネージャー（fiduciary manager）によるESG要因の組み込みの質を評価するために、企業が実施している監督又は説明責任のアプローチを記述する。</p> <p>これには以下を含むが、これらに限定されない</p> <ul style="list-style-type: none"> 10.1.1 • 公式な監督に関与した個人又は機関（又はその両方） 10.1.2 • 関与した従業員の役割及び責任 10.1.3 • ESG組み込みの品質を評価する際に使用される規準 	
11	関連性がある場合、投資管理活動へのESG要因の組み込みに対する企業のアプローチの説明は、資産クラス又は採用された方式ごとに区分する	
11.1	<p>説明には、以下に挙げるESG要因の組み込みに対する企業のアプローチの違いを含めるが、これらに限定されない</p> <ul style="list-style-type: none"> 11.1.1 • 上場株式、債券、非上場株式又はオルタナティブ資産クラス 11.1.2 • パッシブ対アクティブ投資戦略 11.1.3 • 投資のファンダメンタル、クオンツ及びテクニカル分析 	

技術の進歩及び新しい保険商品の開発により、保険会社は責任ある行動を促しながら、保険金の支払いを制限することができるようになった。その結果、保険産業は正の社会及び環境的外部性を生み出すことができるユニークな地位にある。

保険会社は、健康的なライフスタイル及び安全な行動を動機付けるのみでなく、再生可能エネルギー、エネルギー効率化及び炭素回収等に焦点を当てたサステナビリティ関連のプロジェクト及び技術の開発を動機付ける能力を有する。

再生可能エネルギー産業が成長を続ける中、保険会社は、この分野の保険を引き受けることで、**関連する成長機会を求める**場合がある。

さらに、環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み入れることで、インセンティブを提供するような契約条項は、引受ポートフォリオ全体のリスクを軽減するためのツールとして利用することができ、**長期的には保険金の支払いを減少させる**ことができる。

したがって、エネルギー効率化及び低炭素技術に関連して引き受けた保険料の開示、並びに保険会社が健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動（又はこれらの複数のもの）をどのように動機付けたかに関する説明によって、投資家は、保険会社がこのトピックに関するパフォーマンスをどのように管理しているかを評価できる可能性がある。

コード： FN-IN- 410b.1	指標： エネルギー効率化及び低炭素技術に関連する正味収入保険料	測定単位： 表示通貨
1	エネルギー効率化及び低炭素技術に関する保険契約の正味収入保険料を開示する (再生可能エネルギー保険、省エネルギー保証並びに炭素回収及び貯留保険を含む)	
1.1	開示の範囲には、保険者が、個別に価格設定し、顧客への請求書において当該正味収入保険料を特定する保険契約を含む	
1.2	再生可能エネルギー保険：自然災害（natural hazards）又は機械的故障に対する特定項目に関する保護から、風又は太陽光の入手可能性の変動に対する保険まで、多岐にわたる	
1.3	省エネルギー保証：Energy Service Companies（ESCO）が建物の改修及びその他のエネルギー効率化プロジェクトを保証するもの	
1.4.3	開示の範囲には、保険者が、個別に価格設定し、顧客への請求書において当該正味収入保険料を特定する保険契約を含む	

コード： FN-IN-410b.2	指標： 健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動（若しくはこの両方）（又はこれら複数のもの）を動機付ける商品又は商品の 特徴（又はこの両方）に関する説明	測定単位： 該当なし
1	顧客に販売する保険契約に条項を組み込むこと、及び、保険契約の価格体系を通じて、どのように健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動（又はこれらの複数のもの）を動機付けているかについて説明する	
1.1	<ul style="list-style-type: none"> 開示の範囲には、損害保険（P&C）及び生命保険セグメントの引受保険契約が含まれるが、健康保険契約は除外する 	
1.2	<ul style="list-style-type: none"> 開示の範囲には、消費者保険セグメント及び商業保険セグメントを含める 	
2	<p>開示には、従来型商品における健康、安全、又は環境に対する責任ある活動若しくは行動（又はこれらの複数のもの）を動機付ける諸側面の記述を含める このような諸側面には、以下を含むが、これらに限定されない</p>	
2.1	<ul style="list-style-type: none"> グリーン・ビルディングに対する保険料割引 	
2.2	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の資源効率向上に対する保険料割引 	
2.3	<ul style="list-style-type: none"> 低排出車、低燃費非ハイブリッド車又は代替燃料車の使用に対して保険数理的に調整された保険料割引 	
2.4	<ul style="list-style-type: none"> 安全運転及び自家用車の使用量の低下に対する保険料割引 	
2.5	<ul style="list-style-type: none"> 健康的な行動に対する保険料割引 	

異常気象に関連した大規模災害による損失は、「保険」産業に重要性がある（material）悪影響（impact）を与え続けている。

気候変動により、モデル化された及びモデル化されていない大規模自然災害（ハリケーン、洪水及び干ばつを含む）の両方の頻度及び深刻度が増加しているため、この影響（impact）の程度は拡大する可能性が高い。

環境リスクを適切に理解し、それらを引受保険商品の価格設定に考慮しない場合、**予想以上の保険金請求が発生する**場合がある。

その結果、企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理と同様に、個々の契約の引受プロセスにも気候変動への考慮を組み込む保険会社は、**株主価値の保護において有利な地位に立つようになる**。

保険金の支払いに起因する予想最大損失額及び総損失額などの定量的なデータに加え、これらの要因を組み込む保険会社のアプローチに関する開示を強化することで、投資家はこの問題に関する現在及び将来のパフォーマンスを評価するために必要な情報を得ることができるようになる。

コード： FN-IN- 450a.1	指標： 天候関連の大規模自然災害から生じた保険商品の予想最大損失額 (PML)	測定単位： 表示通貨
1	<p>大規模危険自然災害に関する保険商品の予想最大損失額 (PML) を開示する</p> <p>1.1 PML：天候関連の大規模自然災害の結果として起こりうる、企業の保険ポートフォリオに影響を与える (affecting) 最大の金銭的損失の予想値と定義。大規模災害モデリング及び超過確率 (exceedance probability (EP)) に基づく</p> <p>1.2 大規模危険自然災害の開示の範囲には、ハリケーン(台風)、竜巻、津波、洪水、干ばつ、猛暑及び寒波を含む</p>	
2	<p>少なくとも以下の 3 つの超過確率シナリオの発生可能性を用いて PML を開示する</p> <p>(1) 2% (50 分の 1)</p> <p>(2) 1% (100 分の 1)</p> <p>(3) 0.4% (250 分の 1)</p>	
3	<p>地域別にPMLの内訳を提供する</p>	
4	<p>PMLの金額について、大規模災害再保険考慮前の総額及び考慮後の純額を報告する</p>	
5	<p>開示は、関連性のある地域について提供する</p>	

コード： FN-IN- 450a.1	注記
1	<p>気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の保険会社のための補足ガイダンスと整合して、PMLの計算に用いた気候関連シナリオを記述する（重要な（critical）インプット・パラメータ、仮定及び考慮事項、分析に用いた選択、並びに時間軸を含む）</p>

コード： FN-IN- 450a.2	指標： 事象のタイプ及び地域別セグメントごと示した (1)モデル化された大規模自然災害及び(2)モデル化されていない大規模自然災害から生じた保険金支払いに起因する金銭的損失の総額（再保険考慮前及び考慮後）	測定単位： 表示通貨
1 1.1	<p>モデル化された及びモデル化されていない大規模危険自然災害に関連した契約損失及び給付費用が発生した結果、報告期間中に支払った保険契約者給付金及び請求された保険金の金額を開示する</p> <p>大規模危険自然災害の開示の範囲には、ハリケーン(台風)、竜巻、津波、洪水、干ばつ、猛暑及び寒波を含む</p>	
2	発生した給付金及び保険金請求は、IFRS第17号「保険契約」に準拠して開示する	
3 3.1 3.2	<p>保険契約上の損失及び給付費用を、モデル化された大規模危険自然災害及びモデル化されていない大規模危険自然災害に分類する</p> <p>モデル化された大規模自然災害：大規模事象で、企業が大規模災害リスクモデルを用いて分析したもの</p> <p>モデル化されていない事象：比較的規模の小さい事象で、企業がcatastrophic model（CATモデル）を用いて分析していないもの</p>	
4	保険契約の損失及び給付費用を、地域別セグメントごとに区分する	
5	保険契約の損失及び給付費用を、大規模危険自然災害別に区分する	
6	契約損失及び給付費用を、大規模災害再保険考慮前の総額及び考慮後の純額の金額で報告する	

<p>コード： FN-IN- 450a.2</p>	<p>指標： 事象のタイプ及び地域別セグメントごと示した(1)モデル化された大規模自然災害及び(2)モデル化されていない大規模自然災害から生じた保険金支払いに起因する金銭的損失の総額（再保険考慮前及び考慮後）</p>	<p>測定単位： 表示通貨</p>
<p>7</p>	<p>IFRS第17号「保険契約」を規範的な参照として考慮し、これに関する今後の更新は、すべて本基準の更新として考慮する</p>	

<p>コード： FN-IN- 450a.2</p>	<p>注記</p>	
<p>1</p>	<p>大規模災害モデルの強化に関する戦略を説明する</p>	
<p>2</p>	<p>気候変動に関連した影響（impacts）及び天候に関連した損失の変動性が、再保険コスト及び再保険を通じたリスク移転のアプローチにどのような影響を与える（impact）かについて説明する</p>	

コード： FN-IN-450a.3	指標： (1)個々の契約の引受プロセス並びに(2)企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理への環境リスクの組み込みに関するアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
1	個々の保険契約及び企業全体のリスク評価の両方に、環境リスクを組み込むアプローチについて記述する	
2	保険及び再保険ポートフォリオ上の気候関連リスクを識別及び評価するためのプロセスを、地域別、事業部門別又は商品セグメント別に記述する	
3	企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理、並びに個々の契約の引受プロセスの文脈において、何を関連する短期、中期及び長期的時間軸として考慮するかについて記述する	
4	企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理、並びに個々の契約の引受プロセスの文脈において企業が考慮している、それぞれの時間軸（短期、中期及び長期）についての気候関連リスクを、具体的に記述する	
5	気候関連リスクを確率論的数理モデル（すなわち、catastrophic models）に統合するプロセスについて記述する	
5.1	説明の内容には、以下を含むが、これらに限定されない。	
5.1.1	<ul style="list-style-type: none"> • 新規及び新興のデータセットの利用 	
5.1.2	<ul style="list-style-type: none"> • 重要な（critical）インプット・パラメータ、仮定及び考慮事項の使用、並びに分析に用いた選択 	
5.2	説明は、関連する短期、中期及び長期的時間軸の文脈において提供する	

コード： FN-IN-450a.3	指標： (1)個々の契約の引受プロセス並びに(2)企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理への環境リスクの組み込みに関するアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
6	大規模災害モデルから得たアウトプットが、引受けの意思決定にどのように情報をもたらすかについて記述する	
6.1	説明には、以下を含むが、これらに限定されない。	
6.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連リスクを考慮した保険及び再保険商品の開発 	
6.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 保険及び再保険契約の価格設定 	
6.1.3	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の選択 	
6.1.4	<ul style="list-style-type: none"> 出再の選択 	
6.2	説明は、関連する短期、中期及び長期的時間軸の文脈において提供する	
7	顧客に販売する保険契約に、契約の価格体系を通じて、被保険資産の気候関連リスクへのエクスポージャーの低減を動機付ける条項を組み込むプロセスについて記述する	
7.1	説明には、以下のようなインセンティブを含むが、これらに限定されない。	
7.1.1	<ul style="list-style-type: none"> サステナブルな建築資材の使用 	
7.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の耐候性の向上 	
7.1.3	<ul style="list-style-type: none"> 気候リスクへの適応を必要とする建築規定が存在する地域社会の不動産のカバレッジ 	

コード： FN-IN- 450a.3	指標： (1)個々の契約の引受プロセス並びに(2)企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理への環境リスクの組込みに関するアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
8	環境リスクを企業全体の評価に統合するためのプロセスについて説明する	
8.1	説明には、以下を含むが、これらに限定されない。	
8.1.1	<ul style="list-style-type: none"> • セグメント別リスクの考慮 	
8.1.2	<ul style="list-style-type: none"> • 自己資本の充実度 	
8.1.3	<ul style="list-style-type: none"> • 市場の失敗に備えたコンティンジェンシー・プランニング 	
8.1.4	<ul style="list-style-type: none"> • 代替リスク移転の利用 	
8.2	説明は、関連する短期、中期及び長期的時間軸の文脈において提供する	

保険会社は、保険請求支払いを満たすために保険料収入を投資し、資産・負債管理について考慮する必要がある。

保険会社は、技術イノベーション及び新たに発現する政策及び規制の遵守に対する圧力の増加に伴うものを含め、投資管理において、気候関連リスク及び機会を考慮することがこれまで以上に必要になっている。

これらの課題の管理ができない場合、**投資ポートフォリオのリスク調整後のリターンの低下や、企業が保険請求に対応する能力が制限される**可能性がある。

投資に関する温室効果ガス（GHG）排出（通常、**「ファイナンスに係る排出（financed emissions）」**と呼ばれる概念）を測定することによって、そのようなリスク及び機会へのエクスポージャー、並びに関連する移行計画についての理解を深めることができる。

コード： FN-IN- 1	指標： (1) 産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー	測定単位： 表示通貨
1	産業別に炭素関連産業へのグロス・エクスポージャーを開示する	
1.1	<p>グロス・エクスポージャーの定義</p> <p>資金提供された金額：企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額</p> <p>1.2 未実行のローン・コミットメント：企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額</p> <p>1.3 デリバティブ：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 総額（gross）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブー交換される契約金額 • 純額（net）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブーデリバティブの純額 	

コード： FN-IN-1	指標： (1) 産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー	測定単位： 表示通貨
1.4	炭素関連産業は、相対的に多くの直接的又は間接的なGHG排出の責任を負う産業である	
1.4.1	炭素関連産業には以下を含むが、これらに限定されない <ul style="list-style-type: none"> • 石油、ガス及び消耗燃料産業 • 化学、建築用材料、金属及び鋳業、並びに紙及び森林製品産業 • 航空貨物及びロジスティクス、航空会社、海上輸送、並びに道路及び鉄道輸送産業 • 自動車産業 • 住宅建築業産業 • 飲料及び食品産業 • 電力事業者、ガス事業者及び複数事業者（Multi Utilities）産業 • 不動産管理及び開発産業 	
1.4.2	世界産業分類基準（GICS）の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いる	
1.4.2.1	報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いる	
1.4.3	GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示する	

コード： FN-IN-1	指標： (2)すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計	測定単位： 表示通貨
2	すべての産業へのグロス・エクスポージャーを開示する	

コード： FN-IN-1	指標： (3)各炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合	測定単位： パーセンテージ (%)
3	それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合を開示する	
3.1	それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャーについて、すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計で除して、その割合を計算する	
	<参考：計算式の例> $\frac{\text{それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー}}{\text{すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計}}$	

コード： FN-IN-2	指標： ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含む グロス・エクスポージャーの割合	測定単位： パーセンテージ (%)
1	ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含むグロス・エクスポージャーの割合を開示する	
1.1	<p>グロス・エクスポージャーの定義</p> <p>資金提供された金額：企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額</p> <p>1.2 未実行のローン・コミットメント：企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額</p> <p>1.3 デリバティブ：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブー交換される契約金額 • 純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブーデリバティブの純額 	
2	<p>ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含められたグロス・エクスポージャーについて、すべての産業及び資産クラスへのグロス・エクスポージャー合計で除して、その割合を計算する</p> <p><参考：計算式の例></p> $\frac{\text{ファイナンスに係る排出の計算に含められたグロス・エクスポージャー}}{\text{すべての産業及び資産クラスへのグロス・エクスポージャー合計}}$	

コード： FN-IN-3	指標： 各産業について、資産クラス別の (1) 絶対総量 (absolute gross) の (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出 (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))	測定単位： CO ₂ 換算メートルトン(t)、 表示通貨
1	各産業について、資産クラス別のスコープ1、スコープ2及びスコープ3排出に分解して、絶対総量 (absolute gross) のファイナンスに係る排出 (financed emissions) を開示する	
1.1	ファイナンスに係る排出 (financed emissions) : 企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の総排出量 (gross emissions) に係る部分。GHGプロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ3) 基準のスコープ3のカテゴリー15 (投資) に分類	
1.2	絶対総排出量 (absolute gross emissions) : CO ₂ 換算のメートルトン単位で表される、スコープ1排出、スコープ2排出及びスコープ3排出の総量 (total quantity)	
1.3	総排出量 (gross emissions) : 排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出されるGHG	
1.4	スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004年3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算する	

<p>コード： FN-IN-3</p>	<p>指標： 各産業について、資産クラス別の (1) 絶対総量 (absolute gross) の (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出 (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))</p>	<p>測定単位： CO₂換算メートルトン(t)、 表示通貨</p>
<p>2</p>	<p>各産業について、資産クラス別のグロス・エクスポージャーを開示する</p>	
<p>2.1 2.2 2.3</p>	<p>グロス・エクスポージャーの定義</p> <p>2.1 資金提供された金額：企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額</p> <p>2.2 未実行のローン・コミットメント：企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額</p> <p>2.3 デリバティブ： <ul style="list-style-type: none"> • 総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブー交換される契約金額 • 純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブーデリバティブの純額 </p>	
<p>3</p>	<p>開示の範囲には、炭素関連産業のみでなくすべての産業を含める</p>	
<p>3.1 3.1.1</p>	<p>3.1 世界産業分類基準 (GICS) の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いる</p> <p>3.1.1 報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いる</p>	
<p>3.2</p>	<p>3.2 GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示する</p>	

コード： FN-IN-4	指標： 各産業について、資産クラス別の (1) (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出の総排出原単位 (gross emissions intensity) (2)) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))	測定単位： 物理的又は経済的アウト プット単位当たりのCO ₂ 換 算メートルトン(t)、表示 通貨
1	各産業について、資産クラス別のスコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出に分解して、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の排出原単位を開示する	
1.1	ファイナンスに係る排出 (financed emissions) : 企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の総排出量 (gross emissions) に係る部分。GHGプロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ3) 基準のスコープ3のカテゴリー15 (投資) に分類	
1.2	排出原単位：経済又は物理的活動単位ごとのスコープ1排出、スコープ2排出及びスコープ3排出 (例えば、総投資資産百万米ドル当たりのCO ₂ 換算メートルトン、又はメガワット時当たりのCO ₂ 換算メートルトン)	
1.3	総排出量 (gross emissions) : 排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出されるGHG	
1.4	スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHGプロトコル)、2004年3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算する	

<p>コード： FN-IN-4</p>	<p>指標： 各産業について、資産クラス別の (1) (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出の総排出原単位 (gross emissions intensity) (2)) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))</p>	<p>測定単位： 物理的又は経済的アウト プット単位当たりのCO₂換 算メートルトン(t)、表示 通貨</p>
<p>2</p>	<p>各産業について、資産クラス別のグロス・エクスポージャーも開示する</p>	
<p>2.1 2.2 2.3</p>	<p>グロス・エクスポージャーの定義</p> <p>2.1 資金提供された金額：企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額</p> <p>2.2 未実行のローン・コミットメント：企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額</p> <p>2.3 デリバティブ： <ul style="list-style-type: none"> • 総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブー交換される契約金額 • 純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブーデリバティブの純額 </p>	
<p>3</p>	<p>開示の範囲には、炭素関連産業のみでなくすべての産業を含める</p>	
<p>3.1</p>	<p>世界産業分類基準 (GICS) の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いる</p>	
<p>3.1.1</p>	<p>報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いる</p>	
<p>3.2</p>	<p>GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示する</p>	

コード： FN-IN-5	指標： ファイナンスに係る排出（financed emissions）を計算するために用いた方法の記述	測定単位： 該当なし
1	ファイナンスに係る排出（financed emissions）を計算するために用いた方法を記述する	
1.2	記述には、グロス・エクスポージャーの規模に関連して企業の排出のシェアを帰属するために用いた方法を含める	
1.3	記述には、情報源を含め基礎となる排出量のデータ収集のアプローチを含める	
1.4	可能な場合、第三者によって情報源が検証されているか否かを開示する	
1.5	可能な場合、見積り、プロキシ及び仮定の利用について記述する	
1.6	投資先又は相手方のGHG排出を含めることができない場合、含めなかった理由を述べる（例えば、忠実な測定を設定できない等）	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
FN-IN-000.A	セグメント別保険契約数：(1)損害保険、(2)生命保険、(3)再保険引受け	定量	数

